北海道立消費生活センター 札幌弁護士会 共催

消費者トラブル

相談無料

※通話料はご負担ください。

3 110番

脱毛エステを解約 したが、未施術分 が返金されない。

ネット通販でお試し 価格のファンデー ションを注文したら 定期購入だった。

7_{2022年}**10月22日(土)** 10:00~15:00

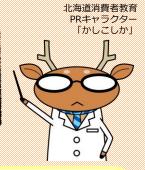
電話相談・面談

(※面談のみ要予約)

当日のみ特設電話

011-221-0226

. 高齢の父が、ネットを 使わないのに光回線を 契約していた。 訪問業者に排水管工事を 勧められて契約したら、 高額だった。解約したい。



消費生活に関するトラブルについて、消費者からのご相談を、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が一緒にお電話・面談で伺います。

- <u>※面談での相談をご希望の方は、<mark>事前予約が必要</mark>です。詳しくは裏面をご覧くだ</u> さい。
- ※面談時間は先着順で調整させて頂きます。
- ※新型コロナウイルス感染拡大状況により電話相談のみとなる場合があります。

面談予約・問合せ 011-221-0110

北海道立消費生活センター 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F

面談予約ご希望の方へ ~ご確認いただきお申し込みください~

- ※新型コロナウイルス感染拡大状況により、面談予約をいただいた方についても、電話相談へ変更させていただく場合があります。ご了承ください。
- ※消費生活に関するトラブルについて、消費者からの相談を受け付けます。

お受けできない相談の例:事業者としての契約、労働問題、個人間のトラブル など

※ご希望をもとに時間帯を調整し、こちらから連絡します。連絡がない場合はお問い合わせください。連絡の際は【**011-221-0110**】からお電話をします。

会 場

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 北海道立消費生活センター

電話での 事前申し込み

TEL: 011-221-0110

FAXでの 事前申し込み FAX: 011-221-4210

「消費者トラブル110番」面談予約係

氏 名	
住 所	
日中連絡可能な 電話番号	
FAX番号	
面談希望時間	() 10:00~
※同じ時間帯の希望が重複することもありますので、面談可能な時間帯すべての(このをつけてください	() 11:00~
	() 12:00~
	() 13:00~
	() 14:00~
	() いつでも可能
連絡事項	